

徳島県情報公開審査会答申第73号

第1 審査会の結論

徳島県教育委員会の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成20年8月19日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、次の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

「①平成20年度教員採用試験の一次試験の得点結果の一覧表又はその得点一覧が分かる資料」

「②上記の得点を得た者全員について二次試験に進んだか否かが分かる一覧表又はそのことが分かる資料」

2 実施機関の決定

平成20年9月2日、実施機関は、本件請求に係る公文書を、「平成20年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の成績一覧表及び第1次審査結果」と特定し、「受審番号・氏名等受審者の個人情報」及び「項目別得点」並びに「受審者（合格者・不合格者）が2名以下である教科・科目の得点」を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「当初処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

平成20年9月16日、異議申立人は、当初処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 当初処分の一部取消し

平成20年10月16日、実施機関は、当初処分の一部を次のとおり取り消す処分（以下、一部取消しを行ったのちの処分を「本件処分」という。）を行い、異議申立人に通知した。

- (1) 1次審査の成績一覧表中の「受審番号・氏名等受審者の個人情報」及び「項目別得点」並びに「受審者（合格者・不合格者）が2名以下である教科・科目の得点」を非公開とした部分を取り消し、「受審番号・氏名等受審者の個人情報」及び「受審者（合格者・不合格者・教養審査免除者・欠席者）が2名以下である教科・科目の得点」を公開しないこととする。

- (2) 「平成20年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の教養審査結果及び第2次審査の成績一覧表」を公文書の件名に追加し、当該公文書中の「受審番号・氏名等受審者の個人情報」並びに第2次審査の「項目別得点」、「総合得点」及び「総合順位」を公開しないこととする。

5 諮問

平成20年10月27日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、1次試験結果表の受審番号及び2次試験評定表、2次試験評定表の受審番号の公開、委託した外部機関の採点結果一覧表の公開を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び意見書並びに当審査会における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は次のとおりである。

- (1) そもそも氏名ではなく受審番号にしているのは、個人を特定できないようにするためである。
- (2) 仮に、受審番号で個人が特定されるのであれば、これを他の受審者等に知られるようにしている県の責任であり、その責任を非公開という形で県民に押しつけるべきではない。
- また、友人から受審番号を教えてもらい、情報公開で試験結果を調べ、それを他人に言いふらしたとしても、それは当事者の責任である。
- (3) したがって、受審番号で個人が特定されるというのは非公開の理由にはならない。
- (4) 1次審査の採点は外部に委託していると聞いたので、外部機関が作った採点結果一覧表の公開を求める。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件処分における受審番号の条例第8条第1号該当性については次のとおりである。

1 条例第8条第1号該当性について

(1) 本号本文該当性について

受審番号は教員採用審査の志願者に対して交付するものであり、氏名とともに、あるいは、氏名に代わるものとして個人を識別するために使用するものである。そのため、筆記審査の採点においては、答案が誰のものか特定できないように、受審番号を記入した部分を綴じ紐で綴じ、採点者に受審番号が分からないように配慮している。

受審番号は、単独では容易に特定の個人を識別できる情報ではないかもしれないが、近親者や他の受審者であれば知り得る、あるいは相当程度の確かさで推察できる情報であり、特定の個人を識別することができる情報である。

特に、徳島県の教員採用審査の受審者は、鳴門教育大学等の県内大学の出身者が多く、県内の公立学校で講師をしながら毎年採用審査を受審している者も多い。

また、校種・教科別に筆記審査、実技審査及び集団面接等を実施しているが、校種・教科によっては受審者が1～10名程度であり、かつ、受審者が固定的な場合が多い。

このような事情から、受審者の間で顔見知りの者が多く、受審番号で特定の個人を識別することができる。

したがって、受審番号は本号本文に該当する。

(2) 本号ただし書該当性について

採用候補者については、徳島県公立学校教員の採用に関する規則第5条により、受審番号を掲示して発表することと定められている。

しかし、この規定は合格者を発表するときに受審番号を使用することを定めたものであり、他の情報とともに公にすることを定めたものではない。

また、特定の個人を識別できる情報である受審番号が採用審査の成績とともに公にされることは慣行として行われておらず、行うことも予定されていない。

したがって、本号ただし書に該当しない。

さらに、本号ただし書口及びハのいずれにも該当しない。

2 条例第3条の趣旨について

条例第3条の規定においては、「実施機関は、この条例の解釈及び運用に当たっては、公文書の公開を請求する権利を十分尊重するものとする。この場合において、通常他人に知られたくない個人に関する情報がみだりに公開されないことがないよう最大限の配慮をしなければならない。」旨定められている。

教員採用審査の成績は、「通常他人に知られたくない個人に関する情報」に当たり、みだりに公開されないことがないよう最大限の配慮が必要である。

したがって、特定の個人が識別できる情報である受審番号とともに、項目別得点、

総合得点、総合順位及び審査結果を公開することは、条例第3条の趣旨に反することになる。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書及び基本的な考え方について

(1) 本件公文書について

本件公文書は、実施機関が行った平成20年度徳島県教員採用候補者選考審査について、全受審者の試験成績を記載して一覧にした文書であり、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書であって、組織的に用いるものとして当該実施機関が保有している公文書である。

(2) 基本的な考え方について

上記第3 1のとおり、異議申立人は、「委託した外部機関の採点結果一覧表」を対象公文書に特定するよう申し立てている。

しかし、当初処分の一部取消しにより、「平成20年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査第1次審査の教養審査結果」が加えられている。

また、異議申立人は、本件処分で非公開とされたもののうち、受審番号の公開を求めている。

このため、本件処分で非公開とされた情報のうち、受審番号の条例第8条第1号該当性についてのみ判断する。

2 条例第8条第1号該当性について

(1) 条例第8条第1号について

本号の趣旨は、個人の権利利益を保護する観点から、個人に関する情報を非公開情報として定めたものである。

いわゆるプライバシーの概念及びその範囲については、具体的に明確に示すことが困難であり、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、条例では、個人の権利利益の十分な保護を図るため、特定の個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用している。

ただし、個人識別型を採用した結果、本来保護する必要のない情報も非公開情報に含まれてしまうことから、このような事態をできる限り避けるため、非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」及び「ハ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の

内容に係る部分」を、ただし書の中に列記している。

個人が識別される代表的な情報は氏名、生年月日であるが、氏名以外の記述で、単独では必ずしも特定の個人が識別されるとはいえないものであっても、他の情報が組み合わされることにより特定の個人が識別され得ることとなる場合があることに留意する必要がある。

この場合の「他の情報」としては、公知の情報や公共施設で一般に入手可能なものなど一般人が通常入手し得る情報が含まれることはもとより、仮に近親者や利害関係人であれば知り得るような情報もこれに含まれる。

(2) 受審番号について

受審番号は、それ単独では必ずしも特定の個人が識別されるとはいえない。

しかし、同じ審査会場で受審した他の受審者や近親者であれば知り得る他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、受審番号は本号本文に該当する。

次に、本号ただし書該当性について検証する。

この点、審査の実施過程において、審査会場案内の表示等に受審番号を使用しているほか、採用候補者の発表についても、徳島県公立学校教員の採用に関する規則第5条の規定に基づき、受験番号により行っている。

したがって、この限りにおいて、受審番号は、法令等の規定により又は慣行として公にされている情報と認められる。

しかしながら、それ以外の事実、例えば、本件事案のように受審者の審査の成績を受審番号とともに公にすることについては、これを認める法令等の規定も慣行も存在しない。

したがって、本号ただし書イには該当しない。

さらに、本号ただし書ロ及びハのいずれにも該当しないのは明らかである。

以上により、受審番号は本号に該当する。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成20年10月27日	諮問

12月19日	実施機関からの理由説明書を受理
平成21年 1月 9日	異議申立人からの意見書を受理
4月17日	審議（第65回審査会）
5月19日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第66回審査会）
6月22日	審議（第67回審査会）
7月24日	審議（第68回審査会）